

取組事例を募集しています！

事業者の皆様の自動車排出ガス抑制のための取組を県ホームページでご紹介します。

取組内容をA4サイズ1ページ程度にまとめて、県大気水質課までファクシミリ（045-210-8846）で送信するか、交通環境グループまで電話（045-210-4180）でご連絡ください。

たくさんのご応募をお待ちしています！

皆様の疑問にお答えします



Q1. なぜ、産業道路にだけ大気汚染が残っているのですか？

A1. 大気汚染物質をたくさん排出する大型トラックの割合が多いこと、また、風が通りにくい道路構造によって排出ガスが溜まりやすいことが原因だと考えられています。

Q2. NO₂の環境基準を達成するため、どれだけの車が対策をとればよいのですか？

A2. 県の試算（H23年度に実施）では、新短期規制（H15～16年規制）以前に販売されたトラックの50%を低公害車に転換するとともに、1日1,300台のトラックを、首都高湾岸線など、他の道路に誘導すると、産業道路でも環境基準を達成できると推計しています。

二酸化窒素（NO₂）

ものを燃やすと発生する大気汚染物質で、工場や自動車、家庭など多種多様な発生源があります。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼします。

大気環境基準：1日平均値が0.060ppm以下

二酸化窒素（NO₂）と一酸化窒素（NO）を合わせて窒素酸化物（NO_x：ノックス）といい、法律や条例により、工場や自動車排出ガスの規制基準が定められています。

NO_xは光化学オキシダントの原因にもなっています。

浮遊粒子状物質（SPM）

ものを燃やすと発生するすすや、大気中の光化学反応で二次的に生成する粒子のうち、粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）といいます。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼします。

大気環境基準：
1日平均値が0.10mg/m³以下、かつ1時間値が0.20mg/m³以下

PMを直接排出する工場や自動車排出ガスについて、法律や条例により規制基準が定められています。

現在、社会問題になっている微小粒子状物質（PM2.5）もSPMの一部であり、粒径が2.5μmのものをいいます。その発生メカニズムはまだ十分に解明されていませんが、自動車の排出ガスが一定程度、関与していることが分かってきました。このガイドラインの取り組みは、PM2.5の低減対策にも効果があるものです。

過去：川崎市臨海部の公害問題

- ◆以前、川崎市臨海部では、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が深刻な状況でした。

【写真：1950年代の川崎市臨海部】



- ◆その後、法や条例によって、工場や自動車の排出ガス規制が強化され、大気環境は大幅に改善しました。

表 常時監視測定局における大気環境基準の達成率

項目	平成9年度	平成25年度
NO ₂	60% (51局/85局)	100% (91局/91局)
SPM	32% (25局/79局)	91% (83局/91局)

現在：局地的な大気汚染

- ◆東京大師横浜線（産業道路）の池上新田公園前測定局（池上局）は県内で最もNO₂の濃度が高く、H24年度まで大気環境基準を達成しない状況が続いてきました。
- ◆H25年度に初めて基準を達成しましたが、今後も達成し続けるには、取組を継続する必要があります。
- ◆主な原因は自動車の排出ガスと考えられています。

【写真：現在の東京大師横浜線】



川崎市臨海部に、きれいな空気を取り戻すため、産業道路では“環境に配慮した自動車利用の取組”にご協力をお願いします。

かわさき産業道路 自動車利用ガイドライン

(H26.10改訂版)
第2版

高濃度日は重点的に取り組みましょう

～ 高濃度予報の活用を ～

産業道路のNO₂は、冬季（11月～2月）に高濃度日が集中しています。このガイドラインの取組を、冬季は重点的に実施しましょう。

県では、気象予報等を用いて翌日の濃度予測を行い、高濃度になると予測された際に、情報メールを配信しています。

高濃度予報があった日は、高速道路（湾岸線等）への迂回など、重点的な取り組みにご協力ください。

情報メールの登録方法

県ホームページにアクセスし、専用のメールフォームから登録してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/>



取引先にも協力を求めましょう

産業道路を走行するトラックの大部分は、臨海部の工場や倉庫等に出入りしていることが分かっています。また、県外ナンバーの車も多く走行しています。

臨海部の事業所では、取引する運送事業者等に対しても、環境に配慮した自動車利用を要請しましょう。

川崎市条例の「エコ運搬制度」においても、荷主・荷受人による要請の義務等が定められています。

また、運送事業者の方は、環境に配慮した自動車利用にご協力をお願いします。

環境にやさしい運送事業者の認証(例)



エコモ財団
グリーン経営認証

産業道路で実践！4つの取組

低公害車を使いましょう

産業道路を走行する時は、「低公害車」（大気汚染物質の排出が少ない自動車）を優先して使用しましょう。

新短期規制以前（概ね H16 年度以前に販売）のトラックは、排出ガスが非常に多いので、できるだけ使わないようにしましょう。

ディーゼル重量車の場合、現在（ポスト新長期規制）の車に対し、新短期規制以前の車のNO_xは4.8倍、PMは18倍です。

低公害車を示すステッカー(例)



九都県市指定低公害車



国土交通省認定低排出ガス車

エコドライブを徹底しましょう

交差点の周辺では、発進時の排出ガスなどにより、NO₂が高濃度になりやすくなっています。

発進時には「ふんわりアクセル」を心がけるなど、「エコドライブ」を徹底することで、大気汚染物質の排出量を減らすことができます。

県や川崎市では、エコドライブの実施を促すための講習会等を開催しているので、ぜひ活用してください。

エコドライブステッカー(例)



(上段) 神奈川県 (下段) 川崎市

高速道路（湾岸線等）を活用しましょう

可能な場合は、産業道路以外の道路も活用しましょう。

渋滞を避け、スムーズに運行することにより、大気汚染物質の排出量を減らすことができ、時間短縮、燃費向上というメリットもあります。

首都高湾岸線では、ETCを利用した大型車に対する割引制度「環境ロードプライシング」を実施しています。

首都高湾岸線の割引適用区間



詳しくはウェブをご覧ください。 <http://www.shutoko.co.jp/>

首都高 環境割引 検索

公共交通機関を利用しましょう

産業道路では、朝と夕方に乗用車の交通量が増え、渋滞の原因となっています。

乗用車自体の排出ガスは比較的クリーンですが、渋滞を引き起こすことで、一緒に走っているトラックの排出ガスを増大させる原因になります。

できるだけ、マイカーの使用は控え、電車やバスを活用しましょう。